

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案対照表

(傍線の部分は修正部分)

修 正 案	政 府 原 案
<p>武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいづ 以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定める</p>	<p>武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>第三章 武力攻撃事態への対処に関する法制の整備（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第四章 補則（第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併</p>

ことにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいふ。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいふ。

四・五 略

六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業(放送の事業を除く。)を営む法人で、政令で定めるものをいふ。

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいふ。

せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 武力攻撃事態 武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む。)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいふ。

三・四 略

五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいふ。

六 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいふ。

イ 武力攻撃事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(一)③ 略

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

(一)・(二) 略

(武力攻撃事態への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2 武力攻撃予測事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにならなければならない。

3 武力攻撃事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するため武力を行使するに際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えてはならない。

4 武力攻撃事態等においても、日本国憲法の定めることにより、基本的な人権は保障されなければならない。これを制約することが合憲

イ 武力攻撃事態を終結させるために実施する次に掲げる措置

(一)③ 略

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために実施する次に掲げる措置

(一)・(二) 略

(武力攻撃事態への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2 事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにならなければならない。

3 武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。この場合において、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

4 武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場

なくされるに至った場合にあつても、当該制約は、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものとして、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。この場合においては、当該制約は、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

一 基本的人権の保障について差別的取扱いをすることはならないこと。

二 思想及び良心の自由は絶対的に保障されなければならない。国の安全の確保又は公共の秩序の維持を理由として、思想を統制してはならないこと。

三 報道の自由、政府を批判する自由等の表現の自由を侵してはならないこと。

四 国民が求められる協力は、国民の理解の下に、その自発的同意に委ねられるものでなければならない。強制にわたることがあってはならないこと。

五 権利の制限に伴つて生じる特別な犠牲については、正当な補償が行われなければならないこと。

六 武力攻撃事態等に対処するために実施された措置に係る損失補償、不服申立て、行政事件訴訟等の手続においては、国民の権利の迅速かつ確実な救済のため、特別の考慮が払われなければならないこと。

5 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に係る状況に関する情報や適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかとされるものにならなければならない。

但し、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

61 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に

51 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に

協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

(国と地方公共団体との役割分担)

第七条 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づき措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

第八条 略

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」といふ。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及びその判断の根拠

二 当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針

三 略

3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定め

協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

(国と地方公共団体との役割分担)

第七条 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づき措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

第八条 略

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態に至ったときは、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」といふ。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態の認定

二 武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針

三 略

3 対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる

る事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 四 略

4 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行つた国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四條に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

一・二 略

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛庁長官が自衛隊法第七十條第一項又は第八項の規定に基づき発する同法第七十條第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊急で、同法第七十六條第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）

）に關して同法第七十條第一項又は第八項の規定により内閣総理大臣が行つた承認

二 防衛庁長官が自衛隊法第七十五條の四第一項又は第六項の規定

内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 四 略

4 対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行つた国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四條に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

一・二 略

に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊急し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十五条の四第一項又は第六項の規定により内閣総理大臣が行つ承認

三 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行つ承認

四 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行つ承認

6 | 6 | 7 | 略

8 | 内閣総理大臣は、第六項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基本方針を公示してその周知を図らなければならない。

9 | 内閣総理大臣は、第七項の規定に基づき対処基本方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

10 | 略

11 | 第七項の規定に基づき対処基本方針の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該議決に係る対処措置は、速やかに終了されなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第四項第二号に規定する防衛出動を命じた自衛隊については、直ちに撤収を命じなければならない。

12 | 略

13 | 第六項から第九項まで及び第十一項の規定は、対処基本方針の変

5 | 5 | 6 | 略

7 | 内閣総理大臣は、第五項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基本方針を公示してその周知を図らなければならない。

8 | 内閣総理大臣は、第六項の規定に基づき対処基本方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

9 | 略

10 | 第六項の規定に基づき対処基本方針の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該議決に係る対処措置は、速やかに終了されなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第四項第二号に規定する防衛出動を命じた自衛隊については、直ちに撤収を命じなければならない。

11 | 略

12 | 第五項から第八項まで及び第十項の規定は、対処基本方針の変更

更について準用する。ただし、第十項の規定に基づく変更及び対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第七項、第九項及び第十一項の規定は、この限りでない。

14 内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは又は国会が対処措置が終了されるべき旨の議決をしたときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

15 略

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態対策本部（以下「対策本部」といふ。）を設置するものとする。

2 略

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、武力攻撃事態対策本部長（以下「対策本部長」といふ。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する國務大臣）をもって充てる。

2 略

3 対策本部に、武力攻撃事態対策副本部長（以下「対策副本部長

について準用する。ただし、第九項の規定に基づく変更及び対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第六項、第八項及び第十項の規定は、この限りでない。

13 内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

14 略

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態対策本部（以下「対策本部」といふ。）を設置するものとする。

2 略

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、武力攻撃事態対策本部長（以下「対策本部長」といふ。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する國務大臣）をもって充てる。

2 略

3 対策本部に、武力攻撃事態対策副本部長（以下「対策副本部長

」といふ)、武力攻撃事態等対策本部員 (以下「対策本部員」といふ) その他の職責を置く。

4 7 略

第十二条 略

(指定行政機関の長の権限の委任)

第十三条 指定行政機関の長 (当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員若しくは第二章第四号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。次項において同じ。) は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 略

第十四条 第二十条 略

第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

(事態対処法制の整備に関する基本方針)

第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態等

といふ)、武力攻撃事態等対策本部員 (以下「対策本部員」といふ)。その他の職責を置く。

4 7 略

第十二条 略

(指定行政機関の長の権限の委任)

第十三条 指定行政機関の長 (当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員若しくは第二章第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。次項において同じ。) は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 略

第十四条 第二十条 略

第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

(事態対処法制の整備に関する基本方針)

第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態等

への対処に関して必要となる法制（以下「事態対処法制」といふ）の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

3 4 略

5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態等への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 略

（事態対処法制の整備）

第二十二條 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 略

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態等を終結させるための措置（次号に掲げるものを除く。）

イ 八 略

三 略

（事態対処法制の計画的整備）

第二十三條 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

への対処に関して必要となる法制（以下「事態対処法制」といふ）の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

3 4 略

5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 略

（事態対処法制の整備）

第二十二條 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 略

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態等を終結させるための措置（次号に掲げるものを除く。）

イ 八 略

三 略

（事態対処法制の計画的整備）

第二十三條 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 前項の事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律

(国民保護法制整備本部)

第二十四条 事態対処法制のうち第二十一条第一号に規定する措置に係る法制(次項において「国民の保護のための法制」という。)に関し広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制整備本部(以下この条において「整備本部」という。)を置く。

2 整備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民の保護のための法制の整備に関する総合調整に関すること。

二 国民の保護のための法制の整備のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

三 国民の保護のための法制の整備に関する地方公共団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。

3 整備本部は、国民保護法制整備本部長及び国民保護法制整備本部員をもって組織する。

4 整備本部の長は、国民保護法制整備本部長(次項及び第七項において「整備本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

5 整備本部長は、整備本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

6 整備本部に、国民保護法制整備本部員(次項において「整備本部

の施行の日から一年以内を目途として実施するものとする。

員」といづ)を置く。

7 整備本部員は、整備本部長以外のすべての国務大臣（内閣総理大臣を除く）をもって充てる。

8 整備本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が処理する。

9 整備本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 この法律に定めるもののほか、整備本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から施行する。

第四章 補則

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国を取り巻く国際情勢の変化を踏まえ、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。